医療法人昨雲会においては、たんぽぽ保育園園舎の増築工事を施工することとしております。つきましては、次のとおり制限付一般競争入札への参加者を募集いたします。

## 令和 6 年 9 月12日

## 医療法人昨雲会 理事長 飯 塚 卓

1	発	注	方	式	制限付一般競争入札
2	発	注	所	属	医療法人昨雲会 事務部 施設管理課
3	エ	事		名	たんぽぽ保育園園舎増築工事
4	Н	事	場	所	喜多方市松山町鳥見山字上堰下4783番地
5	Н	事	種	別	建築工事
6	I	事	概	要	構 造:鉄筋コンクリート造壁式構造 床面積:増築部分26.05㎡ 用 途:保育所 場 所:別紙図面の箇所
7	エ			期	契約締結の日から令和7年2月28日(金)まで
8	最	低 制	限 価	i 格	設定する。(最低制限価格を下回った額での入札は失格とする)
9	入礻	L 参 加	資格。	要件	入札に参加できるのは、入札時(開札時)において①から⑤に掲げる要件をすべて 満たしている者とする。

- ①喜多方市内に本店又は支店若しくは営業所等を有する者であること。
  - ただし、支店又は営業所等にあっては、次に掲げる要件を満たす者であること。
  - (ア) 支店又は営業所等に見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている委任 先であること。
- (イ)「法人設立事業所等設置申告書」が、支店又は営業所等を置く喜多方市で受付され、法人市町村民税 を

納付している者であること。

- ②建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- ③技術者の配置について建設業法第26条の規定による技術者を適正に配置できること。
- ④喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱に定める措置期間中でないこと。または、措置期間を経過していること。
- ⑤会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続中の者でないこと。

10	入札参加の申込	入札参加を希望する者は以下により入札参加申請書を提出すること。					
	①提出書類	制限付一般競争入札参加申請書					
	②提出方法	持参すること。					
	③提出先	〒966-0056 福島県喜多方市松山町村松字北原3634-1 医療法人昨雲会事務部施設管理課 行 電話番号:0241-24-5021 FAX番号:0241-24-5024					
	④申込受付期間	令和6年9月12日(木)から令和6年9月20日(金)午後4時まで					
11	設計図書等の閲覧						
	①閲覧場所	医療法人昨雲会 事務部 施設管理課 なお、設計図書等のデータは、昨雲会ホームページからダウンロードできます。					
	②閲覧期間	10-④「申込受付期間」と同じ期間とする。					
12	設計図書等への質問	図書等への質問					
	①質問方法	質問書(様式第1号)を持参又はFAXで提出すること。					
	②質問書提出先	医療法人昨雲会 事務部 施設管理課 FAX番号 0241-24-5024					
	③質問期限	令和6年9月12日(木)から令和6年9月17日(火)午後4時まで					
	④質問回答期限	令和6年9月19日(木)					
	⑤回答方法	FAXにより回答し、設計図書閲覧場所において質問書と併せてその写しを閲覧に供する。					
13	入 札 方 法 等						
	①入札方法	直接提出による入札					
	②提出書類	入札書及び価格内訳書 ・入札書及び価格内訳書は法人指定様式を使用すること。 ・入札書及価格内訳書の封入方法及び封筒の記載方法については、ホームページに示す方法によること。					
14	開札日時等						
	①開札日時	令和6年9月24日(火) 午前10時00分					
	②開札場所	医療法人昨雲会館 3諧 会議室					
	③入札回数	2回を限度とする。ただし、初度の入札において最低制限価格未満の入札をした 者は、再入札(2回目)に参加できないものとする。 なお、初度の入札において予定価格の範囲内の入札が無い場合は、再入札を行 うこととする。					
15	入 札 保 証 金	免除とする。					

16	契 約 事 項	①昨雲会工事請負 契約書に基づき契約を締結する。
		③契約保証金は免除とする。
17	現場代理人の常駐義務 の緩和	落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事 の現場代理人とすることができる。
18	そ の 他	①本様式等については、昨雲会ホームページよりダウンロードして使用すること。
		②不明な点については事務部施設管理課に確認すること。
		③入札参加者が次のアからコのいずれかに該当した場合は、当該入札を無効とする。 ア 入札参加資格のない者がした入札 イ 委任状を持参しない代理人のした入札 ウ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札 エ 1人で2通以上提出した入札 オ 記名押印を欠く入札 カ 金額を訂正した入札 キ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札 ク 不正行為と認められる入札 ケ 価格内訳書の提出がない入札 コ 入札書と価格内訳書の金額に相違がある入札